

## 和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関認定要領

### 第1 趣旨

この要領は、和歌山県農業の担い手となりうる青年農業者の育成のため和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）実施要綱（以下、実施要綱という。）に掲げる研修機関の認定に当たり必要な事項を定める。

### 第2 認定対象

研修機関等の認定対象とする研修は市町村、協議会、公社及び先進農家・先進農業法人等が実施する研修とする。

### 第3 認定基準

研修機関等の認定基準は、別記研修機関等の認定基準のとおりとする。

### 第4 研修機関の認定申請

認定を受けようとする研修機関は、研修機関認定申請書（別記第1号様式）を作成し、研修計画を添付し知事に提出しなければならない。

### 第5 研修計画の策定

研修機関は、研修計画（市町村、協議会等は別記第2-1号様式、先進農家・先進農業法人は別記第2-2号様式）を策定する。

また、研修計画を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合、変更認定申請書（別記第1号様式）に変更研修計画書（別記第2-1号又は別記第2-2号様式）を添えて知事の承認を受けなければならない。

### 第6 研修機関の認定

- 1 知事は、第4の申請書の提出があった場合は、別記研修機関等の認定基準に照らして審査し、基準を満たし適切であると判断した場合は認定し、認定通知書（別記第3号様式）によりその旨を通知するものとする。なお、認定しない場合もその旨を通知するものとする。
- 2 審査は、書類審査及び必要に応じて現地調査により行うものとする。

### 第7 認定期間及び研修計画の有効期間

先進農家・先進農業法人に係る第6の1の認定の期間は、認定の日から2年間とする。ただし、認定期間内において実施要綱第5の規定により承認された当該研修機関における研修計画は有効とする。

### 第8 取消し

知事は、別記研修機関等の認定基準のいずれかに該当しなくなった場合又は研修機関として適切でないと判断した場合、事業の遂行に支障がないことを確認の上、当該研修機関の認定を取り消すものとする。

### 第9 公表

知事は、認定を受けた研修機関の研修内容に関する情報を必要に応じ公表し、和歌山県における新規就農者の確保に向けた取組に活用するものとする。

### 第10 書類の経由

この要領に基づき提出する書類は、研修機関の認定を受けようとする団体等の住所地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行し、令和4年度の研修受入開始から適用する。この通知の適用前から認定されている研修機関については、なお従前の例による。ただし、その認定内容に変更がある場合は、この要領第5の規定に基づく変更認定申請をするものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行する。ただし、この通知の適用前から認定されている研修機関については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月14日から施行する。ただし、この通知の適用前から認定されている研修機関については、なお従前の例による。

(別記)

### 研修機関等の認定基準

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること
  - (1) 研修実施体制
    - ① 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（法人化されていない農業経営体においては、②の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。）
    - ② 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること
    - ③ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）
  - (2) 研修期間  
概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること
  - (3) 研修内容  
就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容が総合的かつ体系的に設定されていること
    - ① 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
    - ② 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
    - ③ 販売や流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- 3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること
- 4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること
- 5 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること
- 6 研修終了後1年以内に就農を実現させるよう務めること  
また、就農までの期間、経営初期の不安定な時期を脱するまでの期間、必要に応じて研修修了者に営農全般のフォローアップを継続すること
- 7 先進農家・先進農業法人にあっては、研修責任者の農業経営経験が5年を経過していること、かつ同一期間内に受け入れる研修生の人数は3人以内であること
- 8 和歌山県農業次世代人材投資事業等研修機関認定要領に基づき認定した認定機関等については、1から7の基準を全て満たしたものと見なす。

別記第1号様式（第4関係）

研修機関認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 ○○ ○○ 様

所在地 \_\_\_\_\_

組織・団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関認定要領  
第4の規定に基づき、下記の通り研修機関の設置・運営を（変更）申請します。

記

1. 研修機関運営者（申請者と同一の場合は省略可）

所在地

組織・団体名

代表者名

2. 設置（予定）日： 年 月 日

3. 添付資料：市町村・協議会等

研修機関名（変更）研修計画書（別記第2-1号様式）  
組織の規約及び役員名簿またはこれに準ずる書類  
先進農家・先進農業法人  
研修機関名（変更）研修計画書（別記第2-2号様式）  
直近3カ年の収支決算書（写し）  
借入金調書（別添1）

別記第2-1号様式（第5関係）

年 月 日

（研修機関名）研修計画（変更研修計画）書

1. 事業の目的

2. 事業内容

(1) 設置場所等

地目	面積	設置場所（地番）
	a	

(2) 面積内訳

水田	畑	樹園地	その他（施設用地等）
a	a うち施設面積 パイプハウス a ガラスハウス a	a	a

(3) 研修受入人数

人

3. 研修計画（変更）内容

年	月	研修時間	研修内容
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
年	月	時間	
研修時間合計		時間	

※研修計画を変更する場合、変更箇所にアンダーラインを付すこと。

#### 4. 習得する技術・知識

項目	内容
生産技術	
農業機械・機器・施設の操作	
マーケティング・経営管理	

#### 5. 研修講師および支援体制

項目	所属	氏名
生産技術		
農業機械・機器・施設の操作		
マーケティング・経営管理		
研修マネージャー (総括)		
研修マネージャー (研修支援)		

別記第2-2号様式（第5関係）

年 月 日

（研修機関名）研修計画（変更研修計画）書

1. 経営体の概要

経営の形態	個人経営		法人経営		
経営体の経営開始年	年		月		
法人設立年（法人のみ）	年		月		
労働力	家族（本人含む。） 人、		従業員（常勤） 人、 臨時雇用年間延べ日数 日		
経営品目及び作付面積	品目名（作付面積 a）				
農地面積	自己所有地 a		借入地 a		
主要農業施設・規模 （ハウスなど）					
主要農業機械					
現在受け入れている研修生（おおむね1年以上の研修に限る。）の受入人数	人				
過去の研修生（おおむね1年以上の研修に限る。）の受入人数	人				
過去の研修生のうち就農した者	人				
研修責任者	氏名			年齢	歳
	農業経営年数	年	資格		
農業士・認定農業者 認定状況等（○で囲む。）	指導農業士、地域農業士、青年農業士、認定農業者 その他（例：JA○○部会長）				



2. 研修実施計画

研修品目		
生産技術		
農業機械・機器・施設の操作		
マーケティング・経営管理		
年 間 研 修 実 施 内 容		
	研修時間 (時間)	内 容
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
年間研修時間	時間	

### 3. 研修実施に関する確認シート

確 認 項 目	確 認 欄
研修期間がおおむね1年以上かつおおむね年間1,200時間以上であり、研修生に対して、研修期間を通して就農に必要な知識及び技術の習得をさせることが可能であること。	<input type="checkbox"/> 左記要件で研修を行うことができる <input type="checkbox"/> 左記条件で研修を行うことができない
県内で農業を営んでおり、技術力、経営力ともに、市町村の基本構想の目標水準をおおむね上回っていること。	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
研修生に対して十分な指導を行うことができる、5年以上の農業経験を有する研修責任者（経営者本人を含む）を設置すること。	<input type="checkbox"/> 設置することができる <input type="checkbox"/> 設置することができない
研修生に対して安全で効果的な指導を行うことができる農業機械、施設等が整備されていること。	<input type="checkbox"/> 整備されている <input type="checkbox"/> 整備されていない
研修を実施するほ場の使用权を研修機関等（経営主またはその家族）が有していること。	<input type="checkbox"/> 使用权を有している <input type="checkbox"/> 使用权を有していない
研修生を労働者として扱わないこと。	<input type="checkbox"/> 遵守する <input type="checkbox"/> 遵守しない
一定の休憩時間及び休日（毎週1日以上）を確保すること	<input type="checkbox"/> 遵守する <input type="checkbox"/> 遵守しない
研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しないこと。	<input type="checkbox"/> 遵守する <input type="checkbox"/> 遵守しない
研修生との間に農業研修に関する確認書を締結すること。	<input type="checkbox"/> 締結する <input type="checkbox"/> 締結しない
就農に向けた研修を確実に実施できること。	<input type="checkbox"/> 実施できる <input type="checkbox"/> 実施しない
研修終了後の就農支援、特に農地の取得に向けた支援を実施できること。	<input type="checkbox"/> 支援できる <input type="checkbox"/> 支援しない
研修生が、就農後も継続して営農ができるよう支援ができること。	<input type="checkbox"/> 支援できる <input type="checkbox"/> 支援しない
新規就農者育成総合対策事業の実施について県及び国の機関に協力できること。	<input type="checkbox"/> 協力する <input type="checkbox"/> 協力しない
研修受入機関認定申請書に記載された内容を含め、研修にかかる情報は、関係機関において共有されることについて同意すること。	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

#### 添付書類

- 直近3カ年の収支決算書（写し）、借入金調書（別添1）
- 耕作地の市町村農業委員会が発行する耕作証明書（和歌山県農業士以外の者に限る。）

別添1

研修機関認定に係る借入金調書

研修機関名：\_\_\_\_\_

借入先	名 称	借入金額 (千円)	返済開始 年月日	返済終了 予定日

直近の年間返済額

借入先・名称	返済額 (千円)		
	1年目 (今年)	2年目	3年目

※本調書の目的は、研修生が希望した期間、計画通り適切に研修が行えるかという観点で提出いただくもので、研修機関としての認定期間、継続した農業経営が可能か判断するものです。

本調書への記載情報は認定審査のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

別記第3号様式

番 号  
年 月 日

住 所  
申請者名 様

和歌山県知事

和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関の認定について

年 月 日付けで提出のあった研修機関認定申請書について、和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）研修機関認定要領第6の規定により研修機関等として認定します。

記

認定期間 年 月 日～ 年 月 日

ただし、認定期間内において和歌山県新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）実施要綱第5の規定により承認された貴研修機関における研修計画の有効期間中は、上記認定期間終了後も研修機関として認定されているものとみなします。

※「記」以下は先進農家・先進農業法人の場合に記載